

利用団体向け

学校施設開放の利用について

令和7年1月
スポーツ振興課

学校施設開放利用者の皆さまへ

学校施設開放を利用される方は、次の注意事項を必ず守っていただき、学校施設開放が円滑に行われるようご協力をお願いします。また、学校施設開放は学校が認めた団体、かつ、ルールを守ることができる団体に利用を許可しているものです。学校が教育の場であることを常に意識し、子どもたちの手本となるよう努めてください。

目 次

学校施設開放について.....	2
利用申請（予約）について.....	3
利用マナーについて.....	4
使用料免除について.....	5
事故・破損時の対応について.....	7
災害時の対応について.....	8

参考資料

①〈記入例〉学校施設利用許可変更届.....	9
②〈参考〉学校施設開放利用者登録から使用までの流れ.....	10

学校施設開放について

学校施設を利用する際は、利用者・学校・近隣住民のすべての方が気持ち良く過ごせるよう、ご協力をお願い申し上げます。

開放日・時間について

学校施設開放の際は、利用可能な時間帯を厳守し、ご利用ください。

平日の夜間（17 時～21 時）及び休日・学校休業日の終日（8 時～21 時）
（足助・旭・小原地区を除く）。終了時間は、片付けも含んだ時間です。

使用料

利用者は納付券を購入し、裏面に添付します。（納付券は交流館、NPO 法人いさとスポーツクラブ、一般社団法人松平スポーツクラブ、スポーツ振興課で販売）

＜使用料＞

体育館その他の屋内学校施設・・・1 時間 200 円

屋外施設夜間照明設備使用料・・・30 分 100 円～500 円 ※学校により異なる
※校庭・テニスコートで夜間照明設備を利用しない場合は無料

利用について

利用者は学校施設利用許可申請書を学校開放運営協議会に提出します。学校開放運営協議会は申請書の内容を確認し利用許可を行います。

その他

学校施設開放活動中における駐車場でのトラブルや利用者内のトラブルについては、学校や市は責任を負いません。

利用申請（予約）について

利用申請のタイミングについて

利用日前月の同一日から利用日 1 週間前までの間

※以下の団体については年間及び 4 か月ごとに優先して利用申請ができる。

市／地区コミュニティ会議／自治区／市高齢者クラブ連合会加盟団体／
PTA／地域スポーツクラブ／その他教育委員会が適当と認めた団体

予約申請時間について

利用申請は学校が休日となる日（土、日、祝日、その他休業日）を除く、平日の午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までの間に行うものとします。ただし、学校開放運営協議会が別に規定する場合はこの限りではありません。

予約方法について（学校施設利用許可申請書記入例 P9）

- 1 利用者は学校施設利用許可申請書（4 枚綴り）を記入
※同一日時に複数の場所（体育館と運動場など）を利用する場合は、利用場所ごとに申請書を提出
- 2 学校施設利用許可申請書の 1 枚目は学校に提出、2 枚目を利用団体が保管、3 枚目・4 枚目は管理員に提出
- 3 受付簿に予約時間を記入

キャンセルについて

- 1 利用者は早急に学校と管理員に連絡
- 2 利用者は申請した利用時間を変更、またはキャンセルした場合は「学校施設利用許可申請書」（4 枚綴り）に変更内容を記入
- 3 学校、または利用者は受付簿に変更内容を記入（中止、変更時間等）

※やむを得ない理由で当日利用を変更・中止するときは、遅くとも 2 時間前までに学校と管理員に申し出てください。

追加の予約について

申請した日時以外で施設を利用する場合は、新たに利用許可申請書をご提出ください。

その他

他の利用団体もいらっしゃいますので、施設の占領は避け、譲り合いの精神でご利用ください。

利用マナーについて

利用にあたっては、以下の注意事項を守り、管理員の指示に従ってください。注意が守られない場合は、利用の中止や、それ以降の利用を許可できない場合があります。

施設・備品利用について

- ・許可を受けた施設、設備及び備品以外は使用しないでください。また、使用した備品等は、整理整頓を心掛け、必ず元の位置・状態に戻してください。
- ・体育館では体育館用シューズを必ず使用してください。運動場でのスパイクシューズの使用は学校の許可を得てください。

駐車場について

駐車場の数が限られています。できる限り乗り合わせをするなどの対応をお願いします。なお、車は学校の指示に従い所定の位置に止め、校内駐車禁止区域への駐車、路上駐車などをするものがないようにお願いします。また、駐車場でのトラブルや車上荒らし等の被害については、学校及び市は責任を負いませんので予めご了承ください。

利用について

- ・子どもが利用する場合は、監督者か責任者が立ち会ってください。
- ・利用許可は学校行事等の都合により中止または変更される場合があります。
- ・政治・宗教・営利を目的とした行為等をしないでください。
- ・学校や人に迷惑のかかる行為等をしないでください。（騒音・罵声なども含む）
- ・登録は、原則として1チーム1校に限ります。同一チームを2つに分けて登録することや、多校にまたがって登録を行う不正な登録については、登録を抹消します。
- ・その他利用に関しては学校ごとに定められたルールに従ってください。

利用後の対応について

- ・利用後は、必ず、後片付け及び清掃を行い、火気、戸締りの点検をしてください。
- ・学校施設利用報告書（学校施設利用許可確認書(兼)利用変更許可申請書裏面）にて利用責任者名を記入の上、各項目をチェックし管理員に提出してください。
- ・ゴミはすべて持ち帰り、学校のゴミ箱などに捨てないでください。
- ・学校敷地内はすべて禁煙です（車内も含む）。
- ・学校施設開放時間終了後は速やかにお帰りください。準備や片付けの時間も利用時間に含まれます。

使用料免除について

使用料免除について

一部の団体について事前に申請を行うことで使用料が免除されます。
免除が適用されるのは、体育館や武道場など屋内施設のみです。
屋外の夜間照明の使用料については、免除規定はありません。

使用料免除申請、免除方法について（スポーツ振興課で受付）

- 1 利用団体は開放施設使用料免除申請書を記入（様式は市ホームページに掲載）
- 2 利用団体は利用日の2週間前までにスポーツ振興課に提出
- 3 スポーツ振興課から開放施設使用料免除証を団体の責任者に交付
- 4 使用料免除の利用をするときは、施設利用時に管理員へ免除証を提示
※豊田市スポーツ少年団加盟チームが書類で提出する場合、豊田市スポーツ協会（スカイホール豊田内）に提出

お願い

- ・次年度分の開放施設使用料免除申請書は、2月から受け付けています。
年度末は、免除証の交付に通常より時間がかかりますので、初回利用日の3週間前までの提出にご協力をお願いします。
- ・通常は運動場を利用している免除対象団体が、雨天時のみ体育館を利用する場合も事前に使用料免除の手続きをしてください。

【参考】使用料免除団体について※免除対象団体でも申請書を提出しないと、使用料免除になりません。

- ・地区コミュニティ会議又は自治区が主催する場合
- ・市高齢者クラブ連合会加盟団体が主催する場合。ただし、当該市高齢者クラブ連合会加盟団体に係る団員が参加する利用に限る。
- ・子ども会が主催する場合。ただし、当該子ども会に係る児童が参加する利用に限る。
- ・ジュニアクラブが主催する場合。ただし、当該ジュニアクラブに係る生徒が参加する利用に限る。※
- ・PTAが主催する場合。ただし、当該PTAに係る児童又は生徒が参加する利用に限る。
- ・豊田市スポーツ少年団及び豊田市スポーツ協会加盟チーム、豊田市文化振興財団、地域スポーツクラブ並びにスポーツ推進委員協議会が主催する場合。ただし、中学生以下を対象にした活動に限る。

※ ジュニアクラブで申請する場合は、以下の書類が必要です。

- ①会則（ア. 会の名称と事務所 イ. 会の目的 ウ. 会員 エ. 会の事業 オ. 役員 カ. 会議 キ. 経費）
- ②帳簿（1）会員、育成会員等の名簿
（2）年間プログラム
（3）予算書、決算書、現金出納簿

その他

- ・地区コミュニティ会議や自治区が会合のために学校施設を利用するときは、学校施設開放の対象外
- ・地区コミュニティ会議や自治区が主催の場合で、バレーボール大会等のスポーツ活動や文化活動など社会教育活動であれば学校施設開放の対象（下表参照）

＜学校施設開放の利用対象・使用料等にかかる具体例＞

事 例	学校施設開放	減免
自治区の役員会	×	—
自治区の夏祭り事前会議	×	—
自治区夏祭り	○	○
自治区運動会事前会議	×	—
自治区運動会	○	○
自治区運動会に向けた練習	○	○
自治区インディアカ大会	○	○
子ども会のクリスマス会の事前会議（大人）	○	×
子ども会のクリスマス会	○	○
子ども会の大会に向けた練習	○	○
子ども会や自治区の行事のための駐車場	×	—
消防団の訓練	×	—
児童・生徒の部活動以外の練習	○	×
地域スポーツクラブの中学生以下を対象にした教室	○	○
地域スポーツクラブの高校生以上を対象にした教室	○	×
一般団体の中学生以下を対象にした教室	○	×
一般成人団体	○	×
一般団体の親子教室	○	×
スポーツ協会加盟団体による中学生以下対象の活動	○	○

※対象でも申請書を提出しないと、使用料免除にならないので注意

事故・破損時の対応について

事故が発生した場合

- 1 利用者は早急に学校と管理員に連絡
※死亡事故、学校施設面で問題があり重傷以上と認められる場合は、直ちに学校とスポーツ振興課へ電話で連絡すると同時に医療機関へ連絡
- 2 利用者は学校施設開放時の事故報告書を記入、学校へ提出

【緊急連絡先】 豊田市役所 スポーツ振興課

【平日：午前8時30分～午後5時15分】

電 話 0565-34-6632（直通）

FAX 0565-32-9779

【上記時間以外】

電 話 0565-31-1212（代表）

破損事故について

- 1 利用者は破損事故報告書を記入し学校開放運営協議会に提出
※窓ガラス等、翌日の学校生活に支障をきたす破損については早急に学校開放運営協議会とスポーツ振興課に連絡
- 2 発注、修理方法を学校開放運営協議会とスポーツ振興課で協議
- 3 利用者の過失による破損の場合は利用者が弁償
※その他の事情がある場合は別途協議

災害時の対応について

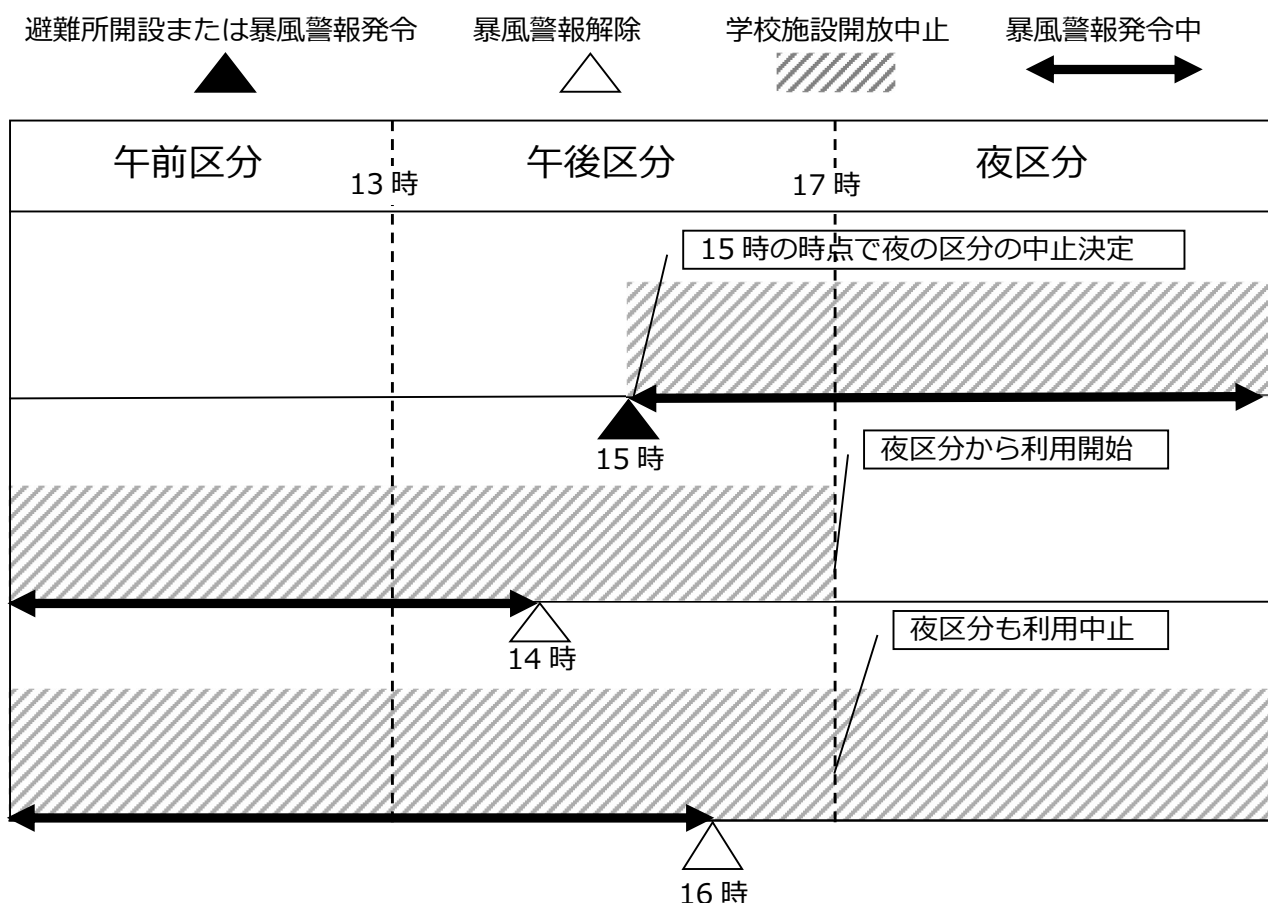
暴風警報が発令・避難所が開設されている場合

- ・暴風警報が発令された場合、学校施設開放は中止
- ・暴風警報が解除された場合でも、学校施設開放の利用を午前区分(8時～13時)、午後区分(13時～17時)、夜区分(17時～)の3区分に分け、利用区分の2時間前の時点で暴風警報が発令されている場合は、次の区分の学校施設開放は中止
- ・学校が避難所に指定されている学校では、暴風警報が発令されていなくても避難所が開設されている場合、学校施設開放は中止
- ・利用区分の2時間前に避難所が開設されている場合も学校施設開放は中止(【具体例】参照)
- ・中止連絡は、学校開放運営協議会から管理員を通じて利用者に連絡
- ・その他、集中豪雨や地震などで被害がある場合、または予想される場合は、学校開放運営協議会で利用の中止を判断し、学校開放運営協議会から管理員を通じて利用者に連絡

落雷が想定されている場合

落雷事故防止のため注意報の有無にかかわらず雷鳴が聞こえた場合、屋外活動は中断。
また、雷鳴がやんでも20分は落雷の危険があるため屋外活動は控える。

【具体例】



学校施設利用許可変更届

管理員 様

申請日 6年 3月 3日

利用学校名		スポーツ小 学校		団体名	スポーツ振興課A	
申請者氏名		豊田 太郎		登録番号	1	
利用	住所	豊田市西町3丁目60番地				
責任者	氏名	豊田 次郎		電話番号	0565-31-1212	
利用場所		校庭(体育館 武道場 その他())		目的 (種目)	インディアカ	
許可	利用日時				人数	使用料
1	5年 4月 2日 (日)		午前・午後 6時 00分 ～午前・午後 9時 00分	10人	円	
	屋外夜間照明利用時間	午後 時 分～午後 時 分				
2	5年 4月 9日 (日)		午前・午後 6時 00分 ～午前・午後 9時 00分	10人	円	
	屋外夜間照明利用時間	午後 時 分～午後 時 分				
3	5年 4月 16日 (日)		午前・午後 6時 00分 ～午前・午後 9時 00分	10人	円	
	屋外夜間照明利用時間	午後 時 分～午後 時 分				
4	5年 4月 23日 (日)		午前・午後 6時 00分 ～午前・午後 9時 00分	10人	円	
	屋外夜間照明利用時間	午後 時 分～午後 時 分				
5	年 月 日 ()		～午前 時 分	人	円	
	屋外夜間照明利用時間	午後 時 分～午後 時 分				
管理員氏名		愛知 太郎		電話番号	0565-34-6632	
変更内容				※変更後使用料	※確認欄	
1	暴風警報が出たため、中止			0円	愛知	
2				円		
3	午後7時00分～午後9時00分に変更			400円	愛知	
4						
5				※変更の場合、管理員が記入。サインも忘れずに。		

<記入例>

様式第6号（第9条関係）

※管理員名を記入

（管理員→教育委員会）

※利用責任者名を記入

学校施設利用報告書

6年 4月 24日

利用責任者	豊田 次郎					管理員氏名	愛知 一郎				
区 分	点 検 欄					区 分	点 検 欄				
	許可	許可	許可	許可	許可		許可	許可	許可	許可	許可
	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
清 掃		✓	✓	✓		清 掃		✓	✓	✓	
整 理 ・ 整 頓		✓	✓	✓		整 理 ・ 整 頓		✓	✓	✓	
ゴ ミ の 処 理		✓	✓	✓		ゴ ミ の 処 理		✓	✓	✓	
備 品 の 返 却		✓	✓	✓		備 品 の 返 却		✓	✓	✓	
備 品 等 の 異 常		✓	✓	✓		備 品 等 の 異 常		✓	✓	✓	
火 気 の 点 検		✓	✓	✓		火 気 の 点 検		✓	✓	✓	
管理員への連絡		✓	✓	✓		納付券の確認		✓	✓	✓	
施 錠		✓	✓	✓		施 錠		✓	✓	✓	
※その他（お気づきのことをご記入ください）						※その他（お気づきのことをご記入ください）					

- 注意 1 点検は利用するごとに行ってください。
- 2 すべての利用が終了したら、管理員に提出してください。
- 3 豊田市立学校施設開放条例第9条の規定に基づき、損害賠償を請求する場合がありますので、必ず正しくチェックしてください。

学校施設開放施設等使用料納付証明書

許可1	許可2	許可3	許可4	許可5
使用料 0 円	使用料 600 円	使用料 400 円	使用料 0 円	使用料 円
納付券貼り付け欄	開放施設・屋外施設夜間 照明設備使用料納付券 ★ 400 円	開放施設・屋外施設夜間 照明設備使用料納付券 ★ 400 円	免 除	納付券貼り付け欄
	開放施設・屋外施設夜間 照明設備使用料納付券 ★ 200 円			
		利用時間分の納付券を 貼り付ける	使用料免除証の 提示があった場合 赤字で記入	

- 注意 1 納付券は利用するごとに貼り付けてください。

学校施設開放利用者登録から使用までの流れ



※1 子ども会、自治区、スポーツ少年団、地域スポーツクラブ(中学生以下)、PTA、ジュニアクラブなど

※2 免除団体でない場合は、1時間200円の使用料がかかります。

※3 昼間の屋外施設の利用は無料です。夜間の照明使用料は有料です。(使用料免除はされません。)